

## 感染症罹患による出席停止等における授業の取扱いに関する申合せ

令和2年 3月30日

学 長 裁 定

改正 令和4年 7月27日

令和5年 2月20日

令和5年 5月22日

この申合せは、九州工業大学（以下「本学」という。）の学生が感染症に罹患した場合における授業（試験を含む。以下同じ。）の取扱いに関し必要な事項を定める。

### 1. 定義

この取扱いにおける次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

（1）出席停止 学校保健安全法第19条（昭和33年法律第56号）に規定する出席停止をいう。

（2）公欠 一定の条件を満たすことにより授業に出席したものとみなす取扱いとする授業の欠席をいう。

### 2. 学生が感染症に罹患した場合

学生が、別表の感染症に罹患した場合は、医師の診断に基づき、出席停止とする（学校保健安全法施行規則第18条（昭和33年文部省令第18号）による）。

また、学生は、学内システムから罹患報告書を提出する。

### 3. 出席停止の期間

出席停止の期間は、別表の期間を基準（学校保健安全法施行規則第19条による）とする。

ただし、第1種感染症については医師が治癒したと診断した場合においても、他者への感染のおそれがあると学校医が判断した場合は、他者への感染のおそれなくなるまで出席停止とすることがある。

### 4. 出席停止中の授業の取扱い

学生が、出席停止中に出席できなかった授業については、届出により、公欠扱いとする。

### 5. 公欠の届出

公欠の届出は、「授業公欠届（感染症）」により、学生が所属する学部等の教務担当係へ、診断の結果感染症に罹患したことが確認できる書類を添えて提出するものとする。

学部等の教務担当係は、届出を受理し、受付印を押印の上、写しを学生に交付する。

学生は、交付された写しを授業担当教員に提出するものとする。

#### 6. 公欠の授業の取扱

公欠として取り扱う授業については、原則として補講は行わず、レポートやeラーニング等により授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。ただし、授業担当教員の判断により補講を行うことがある。

#### 7. 一授業科目当たりの公欠の上限

一授業科目について、公欠扱いとすることができる回数は、原則、当該授業科目の授業回数の2分の1を超えることができないものとする。但し、前条の取扱により、授業科目担当教員が、当該科目の授業計画を代替できると判断した場合は、この限りではない。

#### 8. 公欠の試験の取扱

試験を公欠とする場合の取扱については、学生が所属する学部等の学修細則に則して対応する。

#### 9. 公欠の取り消し

公欠の届出にあたり、必要書類の提出を怠った場合や虚偽の申請をした場合は、授業及び試験の公欠の取扱を全て取り消す。

#### 10. 感染の拡大を防止するために本学の一部又は全部を休業する場合

(1) 感染症罹患者の発生に伴い、感染症の感染拡大を防止する目的で行う休業措置については、本学の危機管理対策に基づくものとする。

(2) 休業となった期間の授業の取扱は、その都度、学長、教育担当理事及び関係者で協議の上、学長が決定するものとする。

(3) 休業の周知は、九工大メール、学内掲示、本学のホームページ等を通じて行うものとする。

別表：学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第18条及び第19条に規定される感染症の種類及び出席停止期間の基準

分類	感染症	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎(ポリオ) ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(SARS) 中東呼吸器症候群(MERS) 特定鳥インフルエンザ 新型インフルエンザ等感染症 指定感染症	治癒するまで
第2種	第2種の感染症に罹患した者については、それぞれ以下の期間。 ただし、病状により医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。	
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで

	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症 (※)	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで

※ 「その他の感染症」とは、感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症)、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症及び本学において大規模な流行の兆しがあると判断した感染症とする。本学において大規模な流行の兆しがある感染症については、学校医やキャンパスライフ支援本部長の意見に基づき、教育高度化本部長が決定し、公示する。